



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年12月22日金曜日 第2937号

◇ 目 次 ◇

介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(保健福祉課) ...	897
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	897
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	898
農用地利用配分計画の認可申請.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	898
公共測量の実施の通知(2件).....	(道路維持課) ...	898
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	898
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(") ...	899
道路の区域変更(県道新居浜東港線).....	(") ...	899
道路の区域変更(県道金子中秋停車場線).....	(") ...	899
道路の供用開始(").....	(") ...	899
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	900
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	900
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	900
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(中予地方局環境保全課) ...	900
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	901
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	902
道路の区域変更(県道肱川公園線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	902
道路の供用開始(").....	(") ...	902
道路の区域変更(県道内子双海線).....	(") ...	902
道路の供用開始(").....	(") ...	903
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	(") ...	903

告 示

○愛媛県告示第1288号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中村時広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アガベ	今治市八町西一丁目2番19号	あおぞら調剤薬局	今治市北宝来町二丁目3番地6	平成29年9月1日

○愛媛県告示第1289号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中村時広

介護機関(介護予防事業者)の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アガベ	今治市八町西一丁目2番19号	あおぞら調剤薬局	今治市北宝来町二丁目3番地6	平成29年9月1日

○愛媛県告示第1290号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) アダマンタン - 1 - イル = 1 - ベンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート（通称名ACBL(N)018）及びその塩類
(2) 1 - (4 - エチルフェニル) - N - (2 - メトキシベンジル) プロパン - 2 - アミン（通称名4 EA NBOMe）及びその塩類
(3) 2 - [(4 - プロモ - 2 , 5 - ジメトキシフェネチルアミノ) メチル] フェノール（通称名25B NBOH、2C B NBOH、NBOH 2C B）及びその塩類
(4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成29年12月23日

○愛媛県告示第1291号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 貸借権の設定等を受ける者, 貸借権の設定等を受ける土地, 氏名又は名称, 住 所, 所在及び地番, 面積 (㎡)

○愛媛県告示第1294号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実

Table with 4 columns: 農事組合法人サボート中寺, 愛媛県今治市中寺682番地, 愛媛県今治市中寺字楠掛246番3ほか5筆, 4,311

2 申請年月日

平成29年12月7日

○愛媛県告示第1292号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（MMS地形測量、TS等地形測量）
2 作業期間 平成29年12月7日から平成30年1月19日まで
3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第1293号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
2 作業期間 平成29年12月7日から平成30年2月20日まで
3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町458番4から 同町459番4まで	旧	メートル 34.7～50.3	キロメートル 0.040	
			新	34.7～50.3	0.040	
"	"	新居浜市大永山字須領切畑場333番30から 同字333番123まで	旧	14.6～21.0	0.120	
			新	21.0～39.6	0.120	
"	"	新居浜市大永山字須領切畑場333番49	旧	6.6～30.0	0.080	
			新	22.9～32.1	0.080	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71地先から 同字乙555番166まで	旧	6.8～17.7	0.040	
			新	6.8～31.7	0.040	

○愛媛県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市東田一丁目甲1064番5から 同市東田一丁目甲1054番4まで 新居浜市東田一丁目甲1064番5から 同市東田一丁目甲1054番4まで 及び 新居浜市観音原町甲941番8から 同町甲933番1まで	旧	メートル 10.0～10.2	キロメートル 0.165	
			新	10.0～10.2 及び 21.7～32.1	0.165 及び 0.165	

○愛媛県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市大生院字喜来447番8地先から 同字447番7地先まで	旧	メートル 6.4～7.0	キロメートル 0.011	
			新	6.4～8.4	0.011	

○愛媛県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	金子中秋停車場線	新居浜市大生院字喜来447番8地先から 同字447番7地先まで	平成29年12月22日

○愛媛県告示第1299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成29年12月22日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社つむぎ	合同会社つむぎ	愛媛県東温市横河原1316-19	平成29年11月17日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月22日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 福	ヘルパーステーション 福	愛媛県伊予市米湊1556番地6	平成29年11月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月22日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 福	ヘルパーステーション 福	愛媛県伊予市米湊1556番地6	平成29年11月30日	介護予防訪問介護
生活協同組合コープえひめ	コープえひめ 通所介護事業所見奈良きどさんち	愛媛県東温市見奈良1429-2	平成29年11月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1302号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県中予保健所長 三木 優子

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
 四国医療サービス株式会社
 松山市久万ノ台1195番地
 代表取締役 吉永英人

- 工場の名称及び所在地
 四国医療サービス株式会社愛媛工場
 東温市南野田429番地48
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり100キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後直ちに
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 77 最大 96

備考 この施設を3基設置する。
汚水等の1日当たりの量は3基の合計である。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成19年8月30日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥方式及び急速ろ過方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 12.2メートル 横 19.9メートル 高さ 7.4メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり500立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥方式及び急速ろ過方式
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		特になし	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 98 最大 146	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 64 最大 98	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 12	通常 6 最大 7
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 0.3 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 360 最大 452	通常 360 最大 452

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 7
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 0.6
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 360 最大 452

備考 この他に雨水排水口が1か所ある。

○愛媛県告示第1303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年12月22日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300628	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	河 野 ひとみ	居宅介護	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	平成29年12月1日

3810300628	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	河野 ひとみ	重度訪問介護	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	平成29年12月1日
------------	-----------------	-----------------------	--------	--------	-----------------	-----------------------	------------

○愛媛県告示第1304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月22日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300230	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県松山市石手四丁目4番7号	高田 トシミ	居宅介護	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県宇和島市保田甲1916番地1	平成29年12月9日
3810300230	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県松山市石手四丁目4番7号	高田 トシミ	重度訪問介護	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県宇和島市保田甲1916番地1	平成29年12月9日
3810300230	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県松山市石手四丁目4番7号	高田 トシミ	同行援護	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県宇和島市保田甲1916番地1	平成29年12月9日

○愛媛県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂510番3から 同町山鳥坂449番3まで	旧	メートル 4.5~27.7	キロメートル 0.302	
			新	9.5~32.0	0.302	

○愛媛県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂510番3から 同町山鳥坂449番3まで	平成29年12月22日

○愛媛県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町論田1075番地先から 同町論田1083番6まで	旧	メートル 4.7~7.8	キロメートル 0.026	
			新	7.4~11.0	0.026	

○愛媛県告示第1308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町論田1075番地先から 同町論田1083番6まで	平成29年12月22日

○愛媛県告示第1309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市森山乙358番6から 同市森山乙359番12まで	平成29年12月25日 17時